

公用車両に設置されたテレビ受信機に係るNHK受信料の未払いについて

令和 7 年 5 月 3 0 日 上下水道局経営総務課

1 概要

他の自治体における公用車のNHK受信料の未払い事案の発生報道等を受け、令和 7 年 4 月 2 1 日、上下水道局で管理している公用車両のテレビ設置状況を再確認したところ、水道施設課所管の車両 1 台のカーナビゲーションシステムにテレビ受信機が設置されていること及び本受信機に係るNHKの受信料が未払いであることが判明しました。

2 原因

本車両は、令和 6 年 1 月 3 0 日に納車されましたが、発注の際の仕様書ではカーナビゲーションシステムへのテレビ受信機設置を指示していなかったため、テレビが視聴できる状態であるとの認識が職員にはなく、結果として未払いとなったものです。

3 受信料の未払期間及び未払額

- (1) 未払期間 令和 6 年 2 月から令和 7 年 3 月分までの 1 4 か月分
- (2) 未払額 月額 1, 1 0 0 円(税込)×1 4 か月=1 5, 4 0 0 円

※未払期間については事業所割引の適用なし

4 今後の対応

NHKと協議を進めており、未契約分等の支払を行う。

5 再発防止策

事業所の車両については、テレビ受信機が設置されている車両ごとに受信契約が必要であることを職員に周知し、今後新たに車両を購入するときは、納車時にテレビ受信機の有無をはじめ、仕様書の内容どおりであることの確認を徹底することとします。

6 その他

令和 7 年 5 月 2 日付けで報道機関及び市議会議員への情報提供を行っています。